

札幌市病院局会計年度任用職員（看護補助員）募集要項

職名 (職種)	札幌市病院局会計年度任用職員（看護補助員）
採用予定人数	若干名
職務内容	<p>医療補助業務 具体的には下記のとおり。</p> <p>1 病棟所属医療補助員業務</p> <p>(1) 日常生活に関すること</p> <p>① 入院患者の保清介助、食事介助、排泄介助、体位変換、搬送</p> <p>② その他（洗濯、買い物など）</p> <p>(2) 生活環境に関すること</p> <p>①病床及び病床周辺の清潔・整理整頓</p> <p>②リネン類の管理・交換</p> <p>③安全のための環境整備</p> <p>(3) 診療業務に関すること</p> <p>①搬送、回収（書類、検体、薬品など）</p> <p>②書類の取扱い</p> <p>③検査、処置に必要な機械、器具の準備と後片付け</p> <p>④手術室・診察室・処置室・清洗室・ナースステーションなどの環境整備</p> <p>(4) その他、看護師の指示を受ける業務</p> <p>2 手術室所属医療補助員業務</p> <p>(1) 手術・診療に関すること</p> <p>①手術機器、医材の片づけの補助</p> <p>②手術器械のカウント、機械の洗浄等</p> <p>③各手術室、準備室の整理整頓、補充等</p> <p>④各書類・伝票等の整理、補充</p> <p>(2) 手術環境に関すること</p> <p>①手術室及びナースステーション等の環境整備</p> <p>②リネン類等の管理、補充</p>
応募資格	<p>－</p> <p>地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	<p>目の前の患者と向き合い「患者にとって」を第一に考えられる人材</p> <p>互いの違いを認め、思いやりのある姿勢・態度で対応できる人材</p>
任用期間	<p>（応募日に応じて相談 ～ 令和9年3月31日まで）</p> <p>※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり。</p>
勤務場所	市立札幌病院（札幌市中央区北11条西13丁目）
勤務所属	市立札幌病院 看護部
勤務日・時間	<p>（勤務日）</p> <p>1週当たり5日</p> <p>（休日）</p> <p>4週間を通じて8日の割合で看護課長が定める日</p> <p>（勤務時間）</p> <p>1週間当たり30時間（別表の時間による変則勤務制）</p> <p>※時間外勤務、夜間勤務を命ずる場合あり</p>

給与	月額184,885円～204,661円（地域手当を含む） ※経験年数により上記の範囲内で決定します。 ※上記の金額は令和8年2月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、放射線取扱業務手当、夜間看護業務手当、精神病棟看護手当、期末手当、勤勉手当
休暇	年次休暇（任用当初から付与、任期に応じて最大10日）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険（札幌市共済組合）、厚生年金保険、雇用保険適用
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員に該当するため、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募方法：写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方のみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 ※障がいのある方は、差し支えなければ面接選考時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご持参ください。 【履歴書送付先（募集者）】 〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目 市立札幌病院 看護部 看護係長 菅原 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員(看護補助員)履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市病院局会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。